

第88回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和4年7月21日（木）10：00～

場所：県庁7階 災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒レベルの判断について
- (2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく7月22日（金）以降の要請について
- (3) 検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の再開について
- (4) 各部局からの報告事項について
- (5) その他

4 閉 会

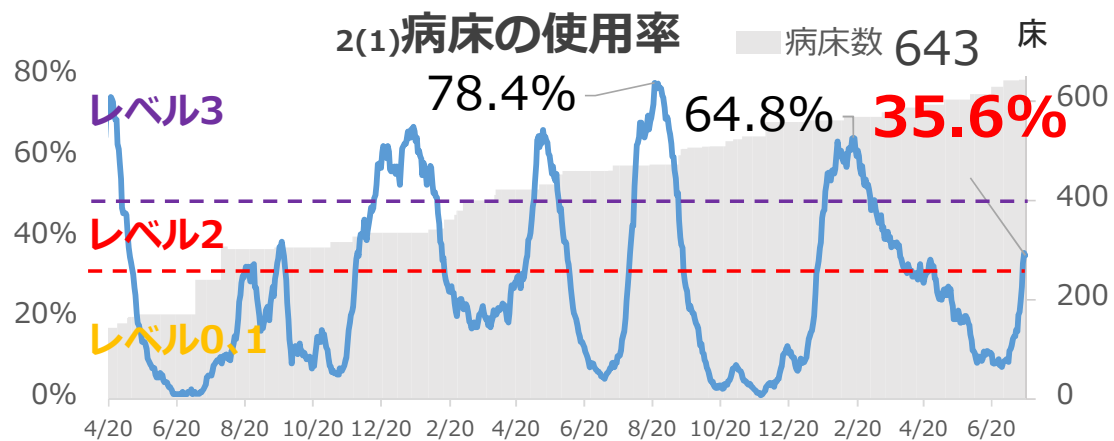
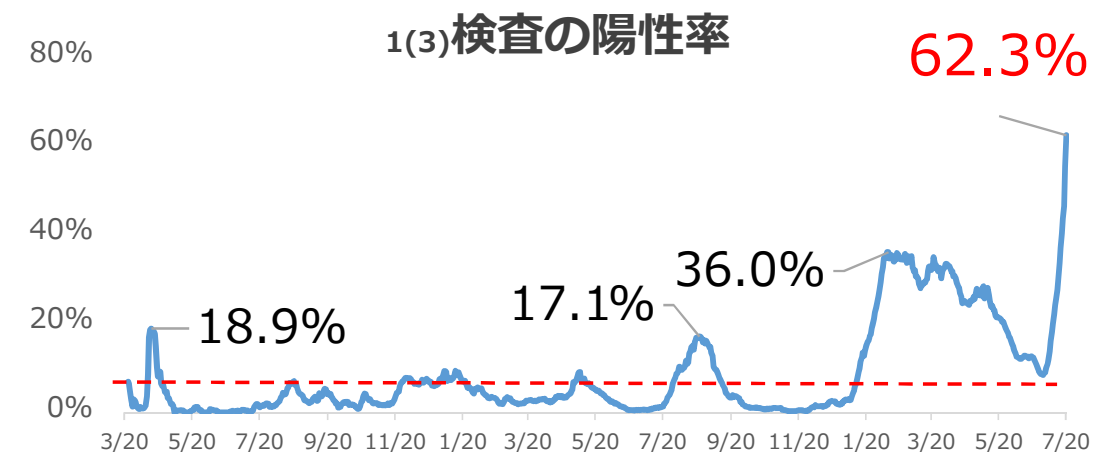
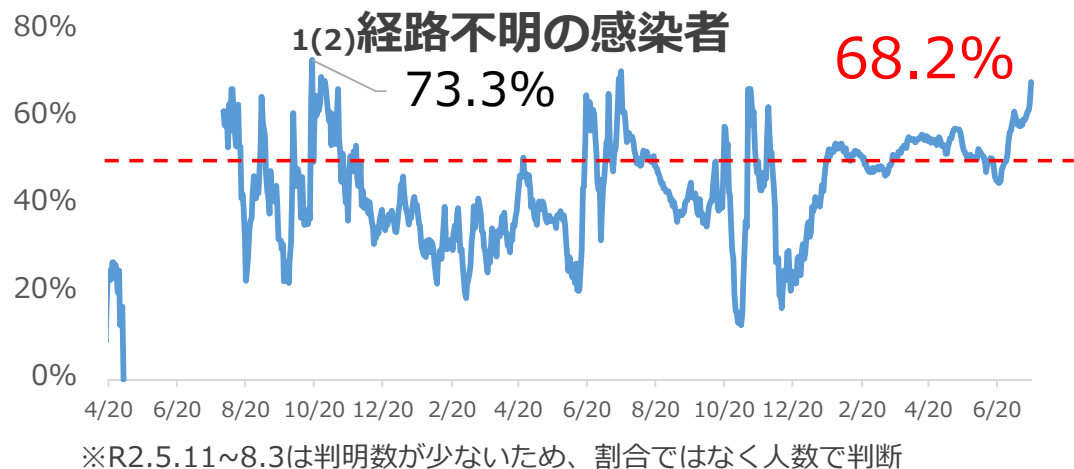
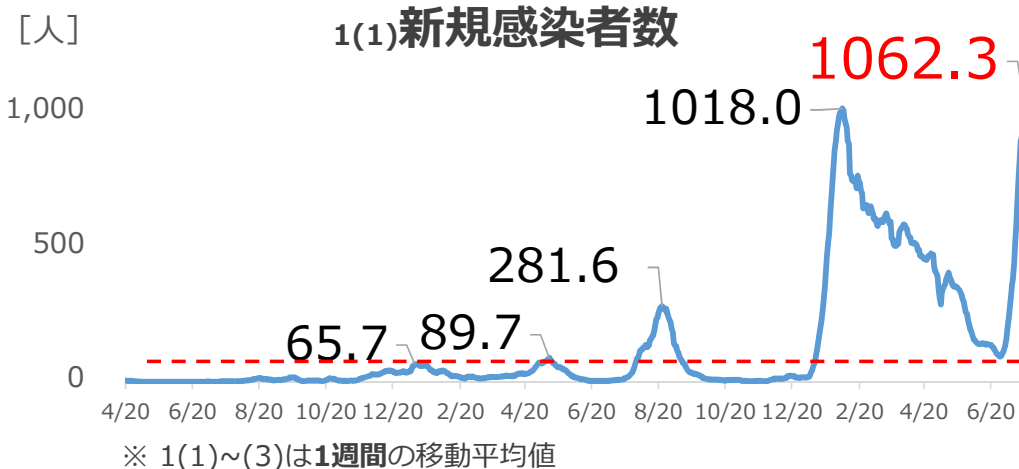
＜警戒レベル移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値※ (7/20)	過去最高値
1 感染の状況	(1)新規感染者数	平均 40 人/日	1062.3 人	1062.3人
	(2)感染経路不明の割合	感染経路不明 50 %	68.2 %	73.3%
	(3)検査の陽性率※3	平均 7 %	62.3 %	62.3%
	(4)今週先週比	1.0 以上が 10 日間継続	2.06 ・ 19 日間継続	54日間
2 医療逼迫の状況	(1)病床使用率 (643床中)	レベル0,1 0～30 %未満	35.6 %	78.4%
	(2)重症病床使用率 (37床中)	レベル2 30～50 %未満 レベル3 50 %以上or3週間後に確保病床到達	0.0 %	40.8%
	参考 入院率、療養者数、 重症者数、中等症者数、 自宅療養者と調整中の合計	【レベル引下げ時】 減少・改善傾向にあること	—	—

※1 各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備等の進展に合わせ、基準も変動する可能性があります。

※2 1の(1)～(3)は**1週間**の移動平均。 ※3 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

判断基準 客観的な数値の推移



※ 検査には、抗原検査を含みます。(R2.5.31~) ※ 陽性率は推定値で、民間・病院の検査結果により後日変動します。

警戒レベル移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R4.7.20

項目	内容	評価	状況
1 感染 状況	ワクチン接種の状況	○	別紙参照
	近隣都県の感染状況	△	【実効再生産数】 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値（7/19時点） 東京都 1. 18 群馬県 1. 23
	群馬県の感染状況		
	入院状況	○	【退院者の平均在院期間】 2月：9. 7日 3月：11. 2日 4月：9. 8日 5月：9. 7日 6月：10. 8日
クラスターの発生状況	△	【直近のクラスター発生状況】 3月：42件 4月：39件 5月：21件 6月：16件 7月：29件 3月 福祉施設18件、保育施設10件、医療機関6件、学校6件、事業所等2件 4月 福祉施設24件、医療機関9件、保育施設4件、学校1件、事業所1 5月 福祉施設13件、病院4件、保育施設4件 6月 福祉施設12件、医療機関3件、保育施設1件 7月 福祉施設12件、医療機関12件、保育施設5件	
2 医療 提供 体制	PCR検査件数	△	【PCR等検査可能医療機関数（7/19現在）】 診療・検査外来 756か所
	一般医療への影響	○	【一般医療への影響（7/18現在）】 ・入院の延期や一次救急の受入中止等を行っている病院があるものの、 患者への治療上の大きな影響は出ていない。 （感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果）
	救急搬送困難事案	△	【救急搬送困難事案の状況（7/18現在）】 前週の救急搬送困難事案は、前々週と比較して増加し、高い水準で推移している。

新型コロナウイルスワクチンの接種について

4. 7. 21 健康福祉部
新型コロナウイルスワクチン接種推進局

1 全年代県内接種実績

接種対象者別集計表(VRS集計)(7月20日集計時点)

<1～3回目接種実績>

【群馬県】1～3回目接種合計

	接種累計	接種率	
		全人口	2回目接種完了者数比
1回目	1,619,472	82.71%	—
2回目	1,609,328	82.19%	—
3回目	1,269,305	64.82%	79.78%

(以下1～3回目接種内訳)

【群馬県】高齢者(65歳以上)

	接種累計	接種率	
		65歳以上人口	2回目接種完了者数比
1回目	554,135	95.18%	—
2回目	552,930	94.97%	—
3回目	529,089	90.88%	95.69%

※65歳以上の医療従事者等を含む

【群馬県】64歳以下(小児を含む)

	接種累計	接種率	
		64歳以下人口(0歳～64歳)	2回目接種完了者数比
1回目	1,065,337	77.43%	—
2回目	1,056,398	76.78%	—
3回目	740,216	53.80%	71.30%

※64歳以下の医療従事者等および小児用ファイザー1回目、2回目接種者を含む

<4回目接種実績>

【群馬県】4回目接種合計

	接種累計	接種率	
		全人口	3回目接種完了者数比
4回目	90,329	4.61%	13.35%

(以下4回目接種内訳)

【群馬県】60歳以上

	接種累計	接種率	
		60歳以上人口	3回目接種完了者数比
4回目	88,102	12.59%	14.06%

【群馬県】18～59歳の基礎疾患を有する者

	接種累計	接種率	
		18歳～59歳人口	3回目接種完了者数比(※)
4回目	2,227	0.23%	4.44%

※18歳～59歳の3回目接種完了者のうち、8.2%が基礎疾患を有する者と仮定する

<小児接種実績>

【群馬県】小児

	接種累計	接種率
		小児人口(5歳～11歳)
1回目	20,002	17.88%
2回目	18,269	16.33%

※小児用ファイザー接種後に12歳になった者を除く

2 年齢階層別接種実績

年代	人口	7月19日							
		1回目	1回接種率	2回目	2回接種率	3回目	3回接種率	4回目	4回接種率
10歳未満	143,618	11,279	7.9%	10,281	7.2%	0	0.0%	0	0.0%
10代	180,030	119,716	66.5%	117,754	65.4%	48,106	26.7%	2	0.0%
20代	191,674	162,340	84.7%	160,813	83.9%	100,197	52.3%	97	0.1%
30代	206,795	170,194	82.3%	169,028	81.7%	112,640	54.5%	223	0.1%
40代	280,655	234,561	83.6%	233,545	83.2%	173,633	61.9%	639	0.2%
50代	255,792	239,954	93.8%	239,327	93.6%	202,675	79.2%	1,231	0.5%
60代以上	699,537	660,598	94.4%	659,201	94.2%	626,662	89.6%	88,102	12.6%

【集計方法について】

※ VRSの接種実績から集計

※ 各人口：令和3年度住民基本台帳年齢階級別人口

「社会経済活動再開に向けたガイドラインの警戒レベル及び要請内容について」

群馬県感染症危機管理チーム構成員への意見照会

- 1) 重症者は少ないものの、病床占有の急増加や、約半数が陽性となる検査陽性の割合は警戒すべき状況と考えられる。救急搬送困難事案の増加など、一般診療への影響も出てきているのだろうと推測。様々なところで対策への疲弊感が高まっている中、警戒レベルを上げることの影響がどれだけあるかわからないが、今は上げるべきと考える。
医療機関や高齢者施設では逼迫しているが一般市民は遊んでいる、という状況が他地域で起こってきている。医療機関が逼迫してきているなら、そのことを県民にしっかり伝えていただくことが、このギャップ埋めて行動自粛要請の効果を上げることに重要だろうと思われる。
- 2) 警戒レベルの基準を遥かに超える状態が続いている状態で、何もしていないことは大きな問題と考える。特に、感染者数の増加は顕著で、休日当番医もコロナの検査以外の一般の救急診療が困難な状況にある。
さらなる増加は確実であり、一般診療への影響は大きくなると考えられる。医療従事者は、今までにもまして感染対策を行っているものの、子供からの感染や、わずかな気の緩みで感染することが避けられない状況であり、無症状の陽性者（PCR陰性の場合もあり）による病院内への持ち込みも増加し、院内感染を防ぐことも困難な状況。今後も、コロナ受け入れ医療機関が一定の入院制限することになることも避けられないと考えて、対応する必要があると思う。検査キットの供給も厳しくなっており、予定通り納入されなくなっている。全国的にも厳しいとの情報があるので、群馬県の供給もさらに厳しくなることと予想される。
対応が遅きに失したとも考えるが、現時点での対応を考えてもらいたい。
休日診療は、インフルエンザの流行時と同じ状況だった。一般診療に影響が出ている。今後、2000を超える状況となると対応できるか自信がない。今、必要な対策は全て行うべき時期と判断する。
- 3) 県内の新規感染者数、検査陽性率は急増し、今週先週比1.0以上が継続している。ゲノム解析の結果からBA.5への置き換わりが急速に進行しており、今後も感染が拡大するものと予想される。現時点で患者の重症化の傾向は明らかではないものの、福祉施設、保育施設に加えて医療機関におけるクラスターが発生していることもあり、医療提供体制が逼迫してきている。
これらの状況を踏まえ、7月20日付けで、病床のフェーズ「2」から「4」への引き上げと陽性者外来再開の通知があった。県民に改めて注意を喚起する上で、警戒レベル1から2への引き上げと要請内容について賛成。BA.5の感染力を考慮し、基本的な感染対策の更なる徹底、特に飲食の際の注意が必要と考える。
以上の対策に加えて、ワクチンの4回目接種を迅速に進めることが重要であると思われる。

- 4) 新規感染者数の増加スピード、病床利用率が徐々に上昇していることを鑑みると、現状はレベル1（維持すべきレベル）よりもレベル2（警戒を強化すべきレベル）に相当する。
重症者が現時点では少ないとはいえども、あえて早期警戒をしておくほうが経済活動と医療提供体制維持の両立を目指すためにも良いと考える。

 - 5) 警戒レベルを1から2へ引き上げるのに賛成。陽性者が急増している。2021年も7月の連休以降、陽性者が増えた。検査の陽性率も上昇しているので、市中感染が拡大し、群馬でもBA.5への置き代わりが進んでいる。重症化は少ないようだが、中等症の数も増加に転じ、病床使用率も30%を超えた。病院や介護施設の職員に陽性者や濃厚接触者が増えると一般医療にも影響が及ぶので、医療従事者や介護職員の4回目のワクチン接種の準備を急ぐ必要があると思う。
このままいくと、第6波のピークを超えることが予想される。高齢者の4回目のワクチン接種率、64歳以下の3回目のワクチン接種率をあげるメッセージの発信をお願いしたい。
自宅や宿泊療養施設で待機している人の症状が悪化した場合に、速やかに医療施設につなげるための情報共有が大事。
要請内容案についても賛成。オミクロン株は感染力が強いので、家庭内、学校、保育園、高齢者施設等への持ち込みを防ぐのは困難。警戒レベル2へ引き上げ後も感染拡大が継続する場合は、要請内容の再検討が必要だと思われる。

 - 6) 地域の状況を考慮し、警戒レベルを2に変更すること、変更した場合の要請内容、両方の提案に賛成。

 - 7) レベル2に上げることについて賛成。
患者数の急激な増加により、外来医療、初期救急医療（夜間急病外来）が瞬時にひっ迫したこと、入院患者の増加ペースが速まっており、入院マネジメント面のひっ迫が懸念されること、一般医療を含む救急搬送困難事例が既に増加傾向となっていることなどから、このような状況を県民に広く知っていただく必要がある。ワクチン接種を中心とする各個人の基本的な感染予防対策（必要時のマスク、手指衛生、換気）について、企業等でも、改めて感染対策を万全にして活動をしていただきたいことなど、この機会に、全県民に向けて啓発し、アラートを発する必要がある。
-

警戒レベル2の要請：7/22～8/5

(案)

R4.7.21 危機管理課

市町村	警戒レベル	県民	事業者	その他
全市町村	警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止対策の徹底 ・ 「新しい生活様式」等の実践 特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施 ・ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意 ・ 県外移動は十分注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染防止対策の徹底 ・ 業界ガイドラインに基づく適切な感染防止対策の遵守及び明示 ・ ストップコロナ！対策認定店制度への登録推奨 ・ テレワーク、時差出勤等を強く推奨 ・ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数・長時間での会食や飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断

※年齢等に応じた回数のワクチン接種を強く推奨

警戒レベル2の要請：7/22～8/5 (案)

R4.7.21 危機管理課

市町村	警戒レベル	イベント開催		
全市町村	警戒レベル2	収容率		人数制限
		大声での歓声、声援等がないことを前提とするもの 飲食を伴うが発声がないもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	【感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合】 収容定員まで 【感染防止安全計画を策定しない場合】 5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きいほう
		100%以内	50%以内	
※収容率又は人数制限の小さいほう ※感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、「大声なし」が前提				

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（7月22日（金）以降）

1 要請を開始する日

令和4年7月22日（金）

〔 要請期間：7月22日（金）0時～8月5日（金）24時 〕

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「2」：35市町村

【参考】ガイドラインにおける「各警戒レベルにおいて想定される要請」

警戒レベル	要請	要請	要請	要請
0	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践
1	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践	基本的な感染防止対策の実施、 新しい生活様式の実践
2	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気
3	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気
4	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気	感染防止対策の徹底（外出時のマスク着用、手洗い、換気） 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気 必要に応じて、外出時のマスク着用、手洗い、換気

注1：一層感染の拡大が国内基本的対策を踏まえて、警戒レベル2以上の要請を行う場合がある。
注2：本警戒レベルにおいて想定される要請内容は、あくまで要請の目安であり、実際の要請内容は、
自治体の判断により異なる場合がある。

※具体的には4以降の要請をご確認ください。

4 県民の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

(1) 外出・県外移動について

- ・ 3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意してください。
- ・ 県外への移動は、十分注意してください。
- ・ 外出の際は「(3) 「新しい生活様式」等の実践について」に掲げる事項を厳守してください。
(基本的な感染対策の徹底、3つの「密」の回避、換気の実施と適度な保湿)

(2) イベント等の開催、参加について【法第24条第9項】

[収容率と人数制限の考え方]

収容率		人数制限
大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声、声援等が想定されるもの	○収容定員まで (感染防止安全計画を策定し県の確認を受けた場合) ○5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほう (感染防止安全計画を策定しない場合)
飲食を伴うが発声がないもの		
100%以内	50%以内	

※収容率又は人数制限の小さいほう

※感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、「大声なし」が前提

【参加人数】 次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とします。

【人数上限】

ア 収容定員が設定されている場合

感染防止安全計画を策定している場合は、収容定員を上限とします。

(感染防止安全計画を策定していない場合は5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほうを上限とします)。

イ 収容定員が設定されていない場合

次の【収容率要件】、ア、イにおける「収容定員が設定されていない場合」の例によります。

【収容率要件】

ア 大声での歓声、声援などが無いことを前提としうる場合
収容率の上限を 100%とします。

(ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とします。

(イ) 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数。
- ・収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（人と人とが触れ合わない間隔）を空けることとします。

イ 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次のとおりとします。

(ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・前後左右の座席との身体的距離を確保し、収容定員の 50%までの参加人数とします(座席間は 1 席(立席の場合できるだけ 2m、最低 1m) 空けること)。

(イ) 参加者が自由に移動できるが、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員の 50%までの参加人数とします。
- ・収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ 2m、最低 1m) を空けていること。

※大声での歓声、声援の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、以下のような事例を指します。

○観客間的大声・長時間の会話

○スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

(得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声にあたるとは限りません。)

- ・イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- ・参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に安全計画を提出してください。なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超に該当しないイベントを主催される際には県 HP にて公開している感染防止対策等についてのチェックリスト

に必要事項記入の上、イベント HP 等で公開してください。

- ・主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事（ハロウィン、クリスマス、大晦日、初日の出等）に参加される場合は、基本的な感染防止策を徹底してください。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えてください。

(3)「新しい生活様式」等の実践について

- ・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・政府専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施をお願いします。

(4)その他

- ・変異株に対しても基本的な感染防止対策（マスク・手洗い・換気など）が重要であり、更なる徹底をしてください。
- ・飲食店などにおいて大声で話したり、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。また、カラオケで歌唱する際はマスクの着用や他の利用者と十分な間隔を空け、機器の消毒を徹底してください。
- ・大人数・長時間での会食、飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断してください。
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

5 事業者の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・業種別ガイドラインの遵守をお願いします。【法第24条第9項】
- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
- ・県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
 - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
 - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会については、面会者の健康状態を確認するとともに、感染防止対策をとり、長時間とらないようにするなど十分注意してください。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

(2) 勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を更に実践してください。
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用してください。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。

(3) その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促して

(案)

ください。

- 接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

(案)

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員の場合、体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)・発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	<ul style="list-style-type: none">・来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す・事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には厳禁すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none">・店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける・十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する・入退場時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none">・来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、現金手セット、手洗いの励行・対面会話の削減(または、ビニールカーテン等の設置)・大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音量を最小限に設定等)・店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッチェレスの利用
移動時の感染防止	<ul style="list-style-type: none">・テラージュ対策(特急出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを利用)、来訪者数の制限・イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける)※イベントスタッフにも同様に呼びかける

(案)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの生活習慣の改善

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をしているとき、人との間隔が十分とれない場合は、感染がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 外出したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの使用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒、□咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン使用で室温を20℃以下に）、□身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密着、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 最新の体温測定、健康チェック、発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面の生活様式

買い物

- 店舗も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて品早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジにあぶるときは、前後にスペース

映画、スポーツ等

- 分園はすいた時間、場所を選ぶ
- 館トレやまがは、十分に人との間隔を
- もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- おれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 貸い部屋での長居は無用
- 取や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 乗っている時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大食は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで並ぶ
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお椀口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務、□通勤通勤でゆったりと、□オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン、□何番での打合せは無気とマスク

※ 画像ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が協議作成

(案)

感染リスクが高まる「5つの場面」

【場面1】 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で免疫力が低下すると同時に注意力が低下する。また、視覚が高ぶり、大声になりやすい。
- 特に懇親会などでおこなわれている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲み物や箸などの共用が感染リスクを高めます。



【場面2】 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、飲酒を伴う飲食、深酒のほしごち等では、長時間の食事によって、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えは5人以上の飲食では、大声になり会話が増えやすくなるため、感染リスクが高まる。



【場面3】 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話を行うことで、飛沫感染やマイグロ液沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの会話例としては、窓口業務などでの会話が確認されている。
- 製作バースで稼働する際の車中でも注意が必要。



【場面4】 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 食の調理やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



【場面5】 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、元の場所や種類の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(案)

効果的な換気のポイント

流行性肺炎型コロナウイルス
感染対策ガイドライン

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意。**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、**二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）**
必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、**HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）**
の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることにはできないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のとどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を置く程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（注）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づき対応を行う。

検査受検の要請及び感染拡大傾向時の一般検査事業の再開について（案）

R4. 7. 21 健康福祉部

県内で新型コロナウイルス感染症が感染拡大傾向であることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記1の事項を要請し、下記2の事業を再開する。

記

1 検査受検の要請

(1) 要請内容

感染の不安を感じる無症状者は検査を受けること

(2) 対象者

次の要件の両方を満たす無症状者

- ①群馬県内に在住する者
- ②感染に不安を感じる者

(3) 区域

県内全域

(4) 期間

令和4年7月25日（月）から令和4年8月31日（水）まで

2 無料検査（一般検査）の実施

(1) 概要

知事が1の要請をした場合、これに応じて県民が受検する検査を無料化するもの。

(2) 対象者、区域、期間

1（2）～（4）のとおり

(3) 受検場所

当事業の実施事業者として登録している、薬局、衛生検査所等

(4) 受検方法

下記HPより実施事業者を確認し、実施日及び時間等を確認した上で受検

「群馬県新型コロナウイルス検査促進事業の実施について」

https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00456.html

【参考】無料検査の種類

①「感染拡大傾向時の一般検査事業」（上記2の事業）

<令和4年1月5日（水）から令和4年2月13日（日）まで実施。7月21日現在、中止中。>

②「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」

飲食、イベント、旅行等の活動に際して、ワクチン接種証明や陰性の検査結果を確認する民間事業者等の取組のために必要がある方のうち、「無症状」で、原則としてワクチン接種を3回済ませていない者。検査は、原則として、抗原定性検査。

<令和4年8月31日（水）までの予定で実施中。>

7月22日以降の県立学校の対応について（案）

令和4年7月21日
教 育 委 員 会

現状の対応を継続

【登校】

- 全県で夏季休業中としての通常の教育活動を継続。
- 生徒又は教職員に感染者が発生した場合は、必要な範囲で教育活動の休止等を検討。

【部活動】

- 感染防止対策を徹底した上で、通常の活動を継続。
- 対外試合等他校との交流は、県内外を問わず、感染防止対策を徹底した上で、可とする。
- 宿泊を伴う活動は、県内外を問わず、感染防止対策を徹底した上で、可とする。

※ 対応は、感染状況に応じて随時見直しを行う。

※ 市町村立学校や私立学校についても、県立学校の対応を周知する。